

第8章 災害復旧計画

第1節 災害復旧・復興の基本方針

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方針に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るために、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が当該施設の実施に当たるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、県の指導を得ながら、次によりこれら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

- (1) 災害の程度により緊急の度合いに応じて、国及び県に緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- (2) 被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、本省より事前に復旧計画に対し現地指導官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を立てる。
- (4) 復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して、改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強あるいは堤防の嵩上げ、川床の変深、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流側速抑止のための諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等あらゆる点について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により極力改良的復旧ができるよう提案する。
- (5) 緊急に査定を受けるもののほかは本査定に提案するが、方針は前項に準ずる。
- (6) 査定完了後は緊急度の高いものから、直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施工の推進を図る。
- (7) 査定に落ちたもので将来再び出水等の際は弱点となり、被害の因をなすと考えられるところは再調査の上、市単独事業として実施するよう計画する。
- (8) 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工作業の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないことがしばしばであるから、事前にこれらについて十分検討しておく。

3 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める土木工事施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法が適用される河川及び施設
- (2) 海岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤及びその他海岸を防護する施設
- (3) 砂防設備 砂防法が適用する施設及び同法が準用される砂防のための施設
- (4) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路 道路法に規定する道路
- (8) 港湾 港湾法に規定する施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁港 漁港漁場整備法に規定する施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10) 下水道 下水道法第2条第3項に規定する公共下水道
- (11) 公園 都市公園

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により国庫負担
- (2) 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 小災害特例債の元利補給
- (4) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (5) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

5 復旧計画

公共土木施設の災害復旧事業は、本計画の前記1～4にしたがってそれぞれ復旧計画を樹立するものとする。

第3節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用地施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害が大規模かつ高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、本章第1節公共土木施設災害復旧計画2「復旧方針」に準じて施工するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当って必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の大なるものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により隨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期回復の実現を図るものとする。
- (3) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期回復を図るものとする。

3 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- (1) 農 地 耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① かんがい用排水路、ため池、頭首工及び揚水機
 - ② 農業用道路及び橋梁
 - ③ 農地保全施設及び堤防（海岸を含む）
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 林地荒廃防止施設
 - ② 林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保安上必要な施設であって、次のものをいう。
 - ① 沿岸漁場整備開発施設
 - ② 漁港施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により設置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金

- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による災害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1 市立学校施設の災害復旧計画

市立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 市立学校施設の復旧は、市長が行うものとする。
- (2) 復旧方針 市立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」に準ずる。
- (3) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4) 財政援助 市立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により設置されるものである。
 - ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
 - ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

2 住宅災害復旧計画

(1) 住宅建設計画

災害による住宅建設計画としては、災害救助法適用による建設型仮設住宅の建設又は公営住宅法により災者用公営住宅等の建設を進めるとともに、住宅金融公庫の住宅資金貸付制度等を利用して復旧に努めるものとする。

(2) 災害公営住宅

災害公営住宅の整備については、公営住宅法第8条に基づき、市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、滅失した住宅戸数の3割以内に相当する公営住宅を早急に建設することとする。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融公庫による災害復旧住宅資金貸付、又は個人住宅特別貸付制度を活用して復旧に努めるものとする。

3 都市施設災害復旧計画

都市施設災害復旧事業については、都市計画区域内における都市施設（街路、公園、下水道等で市の維持管理に属するもの）が災害を受けた場合又は市街地が堆積土砂による災害を受けた場合は、国の補助を受け、復旧を行う。

4 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業、県補助事業及び市単独事業として、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して行うものとする。

5 その他の災害復旧計画

その他の施設等の災害復旧は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及び各施設等の管理者、又は当該法令の規定により、災害復旧の責任を有する者がそれぞれ実施するものとする。

第5節 住家の被害認定及び災証明書発行計画

災害による住家の被害認定及び災証明が確実かつ迅速に行えるように被害認定の実施手順、り災証明書の申請、交付に係る手順等について以下のとおり定める。

1 被害家屋の判定基準

り災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当））、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和2年3月内閣府防災担当）に準じて行うものとする。

2 住家の被害認定

住家の被害認定に係るおおまかな手順は次のとおりである。

(1) 被害情報の収集・整理

災害対策本部、消防本部、警察署、県等の関係機関と連携する他、現地を調査し、被害情報の収集・整理を行う。

(2) 調査方針の決定

① 被害情報を基に調査の手法（全棟調査、申請受付のみ等）、調査対象区域、調査対象建築物の選定及び調査対象区域内の想定調査件数を決定する。

② 全体スケジュールの作成及び実施体制の確立

想定調査件数等を基に調査班内で班編成を行う他、調査実施から調査完了に至るまでの全体スケジュールを作成する。

(3) 住家被害認定業務に係る説明会の実施

住家の被害認定にあたる調査員の熟度が足りないと判断される場合は、調査員の質を一定に保つため事前に説明会を開催する。

(4) 応援の求め

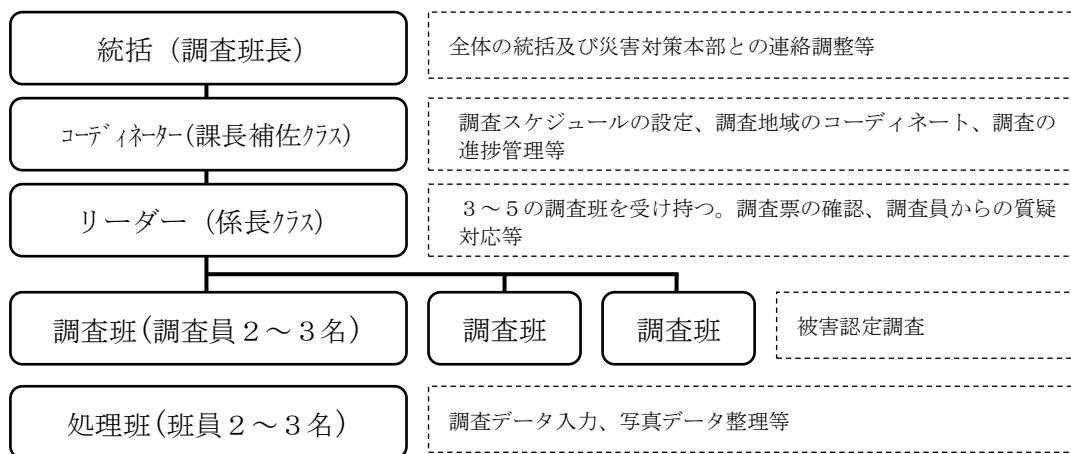
被害が甚大で、調査班のみでの対応が難しいと判断される場合は、府内で連携し、応援班、都市政策班等の協力、必要に応じ、応急対策職員派遣制度（総務省）や、市、県及び災害時応援協定に基づく、他自治体、建築士会及び土地家屋調査士会（県地域防災計画資料編参照）の協力を求め人員を確保するものとする。

【過去の災害対応時の応援事例】

令和2年7月豪雨時は、応急対策職員派遣制度を活用し、令和2年7月13日～7月17日の間に、北九州市から9名の対口支援チームを受け入れ、3名に住家被害認定調査業務の推進に関する指導を受け、6名は本市職員と合わせて2名×6班体制を組んで、実際の被害認定調査を行った。

(5) 被害認定業務実施体制

住家の被害認定業務の実施体制はおおむね以下のとおりとする。



(3) 被害調査に係る広報

被害調査の実施時期、被害調査に係る留意点等を市報や回覧等を通じて市民へ周知する。

(4) 住家の被害認定調査

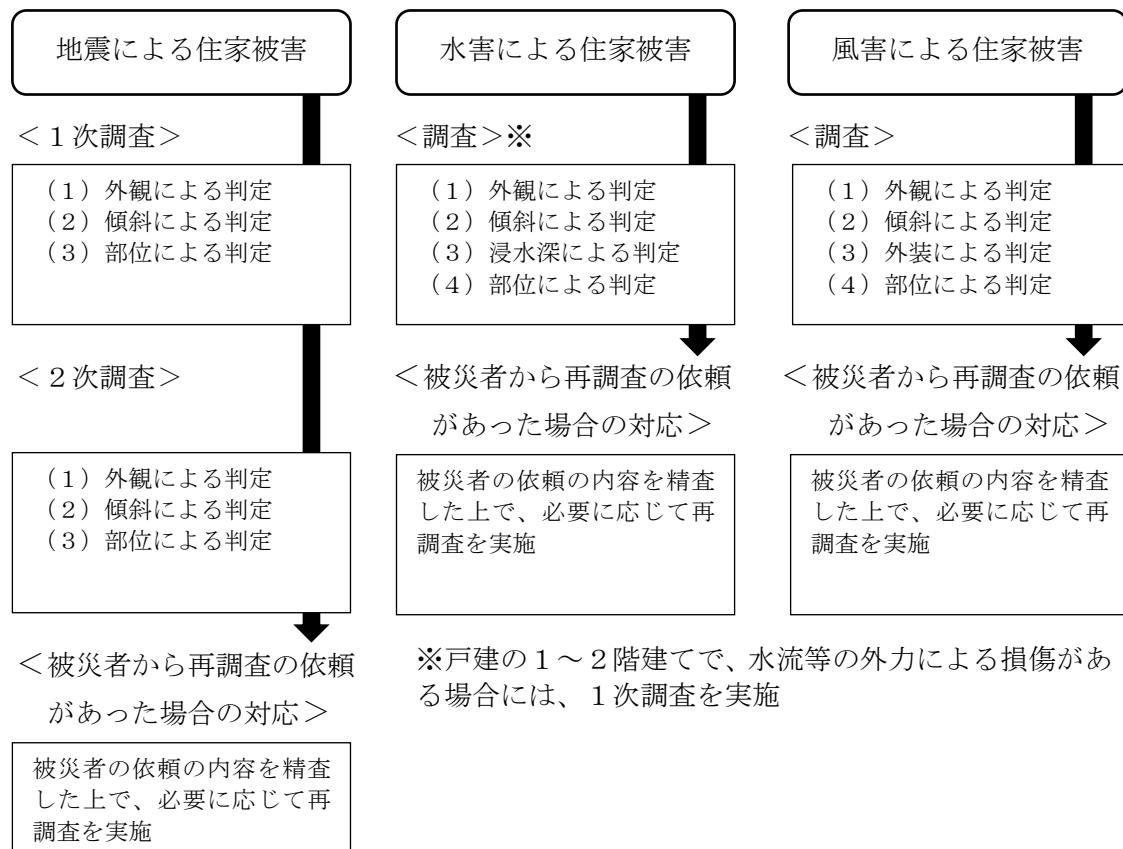
以下のとおり、災害の種類に応じて調査を実施する。

① 第1次調査

被害家屋の外観を目視で調査する。

② 第2次調査（再調査）

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに内部立入調査を実施する。



3 り災証明書の対象

り災証明書の証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により、被害を受けたものとする。

また、災害対策基本法第90条の2及び水俣市罹災証明書等交付要綱に基づき次の被害に該当するものについて証明を行うことができる。

- (1) 住家、非住家及び兼用住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水または床下浸水
- (2) 償却資産の焼失、流失、埋没、浸水、損壊又は故障
- (3) (1)以外の不動産に係る被害の態様で市長が証明対象として認めるもの

4 証明書の種類

- (1) り災証明
- (2) り災届出証明

5 り災証明書発行台帳

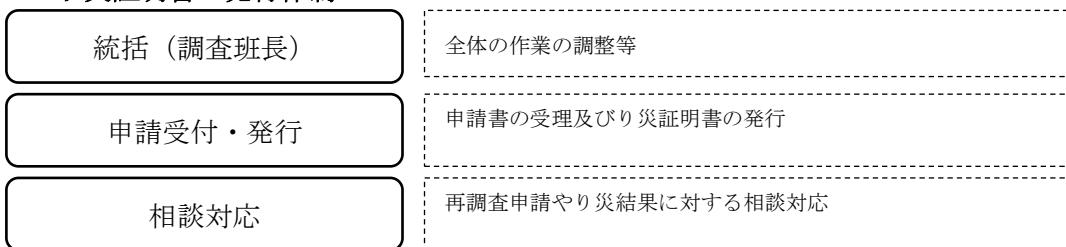
り災証明書を発行するために必要な住家の被害調査結果、家屋データ、地番、住居表示、市民基本台帳等のデータを集積した、り災証明書発行台帳を作成する。

6 り災証明書の発行

り災証明書は、申請があつたり災者に対し、発行する。

- (1) り災証明書は家屋の居住世帯主及びその家屋所有者へ発行する。
- (2) り災証明書の判定結果に不服があつた場合及び災害発生後の被害調査ができなかつた家屋については、再調査を実施する。
- (3) り災証明書を発行する際は、市報や回覧等を利用し、手続きの方法、実施時期、実施場所等市民へ周知するものとする。

7 り災証明書の発行体制



り災証明書発行台帳及びり災証明書等の様式は、別に定める。

第6節 被災者等の支援計画

中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施し、早期の市民生活等の安定に資することを目的とした、各種支援制度について定める。

1 経済、生活面の支援制度

市長は、災害により被災した市民の経済面、生活面での安定を図っていくため、必要に応じて次に掲げる支援を講じるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

災害（市内で住居が5世帯以上滅失した災害等）により死亡された者の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、支給する。

① 支給の対象：災害により死亡した者の遺族

② 支給の範囲、順位

1位 配偶者

2位 子

3位 父母

4位 孫

5位 祖父母

※ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害（市内で住居が5世帯以上滅失した災害等）による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律及び水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、災害障害見舞金を支給する。

① 支給の対象：災害により以下のような重い障害を受けた者

ア 両眼が失明した者

イ 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者

ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

オ 両上肢をひじ関節以上で失った者

カ 両上肢の用を全廃した者

キ 両下肢をひざ関節以上で失った者

ク 両下肢の用を全廃した者

ケ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者

(3) 被災者生活再建支援制度による支援金の支給

災害（市内で住居が10世帯以上全壊した災害等）により居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

① 支給の対象

ア 住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊又は大規模半壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

※ 被災時に現に居住していた世帯が対象となるので、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象外

(4) 県の支援制度による支援金の支給

災害（市内で住居が10世帯以上全壊した災害等）により居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する被災者生活再建支援法を補完（横だし、上乗せ）する制度で、法定給付の対象者との不均衡を解消するため支援金が支給される。

被災者生活再建支援法との併用はできないが、災害救助法との併用は可能である。

① 対象とする災害：災害救助法が適用された災害

② 対象とする住宅被害：床上浸水以上

③ 制度の性格：市を通じて被災者へ給付（市への補助事業）

(5) 災害援護資金の貸付

災害（県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合等の災害）により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

① 貸付の対象：以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

イ 家財の1／3以上の損害

ウ 住居の半壊又は全壊、流出

※ 所得制限がある。

(6) 生活福祉資金制度による資金の貸付

生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付ける。

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付がある他、総合支援資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金がある。

① 貸付の対象

ア 低所得世帯

イ 障害者のいる世帯

ウ 要介護者のいる世帯

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用を除外される。

(7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭または父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものであり、災害により被災した母子家庭または父子家庭及び寡婦の方に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

① 貸付の対象

ア 母子福祉資金・父子福祉資金：以下のいずれかに該当する者

(ア) 母子家庭の母または父子家庭の父

(配偶者のない女子または男子で、現に20歳未満の児童を扶養している方)

(イ) 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養している20歳未満の児童

(ウ) 父母のいない20歳未満の児童

※ (ア) または (イ) で、20歳未満の児童と20歳以上の子を同時に扶養している場合における、その20歳以上である子を含む。

イ 寡婦福祉資金：以下のいずれかに該当する者

(ア) 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった方）

(イ) 寡婦が扶養している20歳以上の子

(ウ) 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

※ (ア) または (ウ) で、現に扶養している子がいない場合は所得制限あり。

ただし、災害により生活の状態が著しく窮屈している場合は適用されない。

(8) 幼稚園への就園奨励事業による料金の軽減

保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

① 減免、猶予の対象：幼稚園に通う園児の保護者

(避難をしている人も、制度の活用ができる。)

(9) 特別支援学校等への就学奨励事業による就学支援

被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。

① 支援の対象

ア 被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯

イ 被災により支弁区分が変更となった世帯

(10) 小・中学生の就学援助の措置

被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。

① 支援の対象：被災により、就学が困難となった児童、生徒の保護者

(避難をしている人も、制度を活用することができる。)

(11) 高等学校授業料等減免の措置

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予、減額又は免除を行う。

- ① 措置の対象：市長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者

(12) 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。

- ① 措置の対象
 - ア 障害者（児）のいる世帯
 - イ 児童扶養手当受給者世帯

(13) 地方税の特別措置

① 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。

② 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。

③ 期限の延長

災害により申告・納付等を期限までにできない者は、その期限が延長される。これには、水俣市税条例で一律に期限を延長する場合と申請により延長が認められる場合がある。

④ 措置の対象：災害によりその財産等に被害を受けた者のうち、一定の要件を満たす者

(14) 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられるもの。

- ① 措置の対象：災害等による収入の減少等の特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる者

※保険者によって取扱いが異なる。

2 住まいの確保、再建のための支援

市長は、災害で被災した市民の生活の安定を図るために住まいの確保、再建について、必要に応じて、次に掲げる支援を講じるものとする。

(1) 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。

① 貸付の対象

- ア 低所得世帯
- イ 障害者世帯
- ウ 高齢者世帯

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用を除外される。

(2) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。

- ① 貸付の対象：住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子、寡婦世帯

3 農林漁業、中小企業及び自営業者への支援制度

市長は、災害により被災した農林漁業者、中小企業及び自営業者の早期経営等再建を図るため、必要に応じて、次の支援を行うものとする。

(1) 天災融資制度

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図るもの。

被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

- ① 融資の対象：次の基準に該当すると市長の認定を受けた者

被害農林漁業者	特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上 以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
2 樹体の損失額が30%以上	
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上